

## 久宝寺寺内町修景整備事業補助金交付要綱

### (補助金の名称)

第1条 補助金の名称は、久宝寺寺内町修景整備事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

### (趣旨)

第2条 この要綱は、久宝寺寺内町街なみ景観保全要綱（以下「保全要綱」という。）第7条の規定に基づく補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (規則との関係)

第3条 補助金の交付については、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 八尾市景観条例（平成29年条例第73号）第2条第2号に規定する工作物をいう。
- (3) 修景整備 保全要綱第4条第2項に基づき定める修景基準に基づき、建築物等の外観を歴史的なまちなみに調和させるよう整備する行為をいう。

### (補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。

(補助対象者)

第6条 補助対象者は、保全要綱第4条第1項に基づき定める保全地区において補助事業を行おうとする者で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 建築物等の所有者が複数あるときは、当該補助事業を行おうとする者を除く所有者全員の同意を得ていること。
- (3) 建築物等の所有者と当該補助事業を行おうとする者が異なるときは、所有者全員の同意を得ていること。
- (4) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、毎年度の予算の範囲内で、かつ別表1に掲げる補助事業に応じて、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と補助限度額の小さい方の額とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助対象者は、補助事業の開始までに、久宝寺寺内町修景整備事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 交付申請に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 位置図
- (4) 工事費等見積書
- (5) 設計図書
- (6) 現況写真
- (7) 市税の調査に関する同意書（様式第4号）
- (8) 建築物の登記事項証明書
- (9) 同意書（建築物等の所有者の同意が必要な場合に限る。）

- (10) 誓約書（様式第5号）
- (11) 代理受領予定届出書（様式第6号。代理受領を行う場合に限る。）
- (12) 債権者登録申請書（市に登録していない場合に限る。）
- (13) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を久宝寺寺内町修景整備事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第10条 補助事業者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分を変更（第13条に規定する軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 規則の規定に従うこと。
- (5) 市長は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達するために、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から20日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、久宝寺寺内町修景整備事業補助金交付申請取下書（様式第8号）を市長に提出することにより行わなければならない。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消等）

第12条 市長は、補助金の交付の決定をした後において、天災地変その他生じた事情の変更（補助事業者の責めに帰するものは除く。）により補助事業の全部若しくは一部を遂行することができなくなった場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 市長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、事情変更による久宝寺寺内町修景整備事業補助金交付決定取消・変更通知書（様式第9号）により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第13条 補助金交付決定者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ久宝寺寺内町修景整備事業補助金変更交付申請書（様式第10号）に変更の内容がわかる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものであって、補助事業の目的に変更がないものについてはこの限りでない。

(1) 交付決定を受けた内容を同等のものに変更するものであって、補助対象経費の額が変更とならないもの

(2) 補助対象経費の配分を変更するものであって、補助金交付決定額が変更とならないもの

（変更交付決定の通知）

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、久宝寺寺内町修景整備事業補助金変更交付決定通知書  
(様式第11号)により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(着手届)

第15条 補助金交付決定者は、補助事業に着手したときは、速やかに久宝寺  
寺内町修景整備事業着手届(様式第12号)を市長に提出しなければならない。  
い。

2 着手届の提出に当たっては、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 工程表

(事業の廃止)

第16条 補助金交付決定者は、やむを得ない事情等により補助事業を廃止し  
ようとするときは、久宝寺寺内町修景整備事業廃止承認申請書(様式第13  
号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と  
認めるときは、久宝寺寺内町修景整備事業廃止承認通知書(様式第14号)に  
より、補助金交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第17条 補助金交付決定者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して30  
日以内又は第9条の交付決定の通知を受けた年度の3月31日のいずれか早  
い日までに、久宝寺寺内町修景整備事業補助金実績報告書(様式第15号)  
を市長に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出に当たっては、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第16号)
- (2) 工事費等を支払ったことを証する書類の写し
- (3) 完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額確定)

第18条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地確認を行い、補助金の額を確定し、久宝寺寺内町修景整備事業補助金確定通知書（様式第17号）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金交付)

第19条 前条の確定通知を受けた補助金交付決定者は、速やかに請求書により助成金の交付を請求するものとする。

2 補助金交付決定者が前項の補助金交付の請求をするにあたり、その受領を、修景整備のために行われる建築工事等の設計者若しくは修景整備を行った施工業者に委任する場合、第1項の書類に加え、久宝寺寺内町修景整備事業補助金の代理受領に係る委任状（様式第18号）を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金取消)

第20条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、久宝寺寺内町修景整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第19号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

（返還）

第21条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、返還命令書（様式第20号）により、補助金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）に期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

（加算金及び延滞金）

第22条 被交付者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金（その額が100円未満又は100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を市に納付しなければならない。

- 2 被交付者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（その額が100円未満又は100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を市に納付しなければならない。

- 3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、被交付者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

- 4 第1項及び第2項の規定に定める加算金又は延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（関係書類の整備）

第 2 3 条 補助金交付決定者は、補助事業に係る経費の支出の状況を明らかにした関係書類を常に整備しておくとともに、補助事業が完了した翌年度以降 5 年間保存しておかなければならない。

(処分の制限)

第 2 4 条 補助金交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて定めるものを、市長の承認を得ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業の完了後 10 年を経過した場合は、この限りでない。

(状況報告及び実地調査)

第 2 5 条 市長は、補助金の適正を期するために必要があるときは、工事の遂行状況に関し補助金交付決定者に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

(委任)

第 2 6 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 30 日から施行する。

別表第 1 (第 5 条、第 7 条関係)

補助事業	補助対象経費	補助率	補助 限度額
建築物等の 修景整備	建築物等の新築、増築、改築、修繕又は模様 替えに係る工事に要する費用のうち、外観に 係る経費	1 / 3	100 万 円

設計費用	補助金の交付対象となる修景整備のために行われる建築工事等に必要設計に係る経費（工事管理費を含む。）。ただし、住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日付け建設省住備発第42号、建設省住整発第27号、建設省住防発第19号、建設省住街発第19号、建設省住市発第12号）第2に規定する費用を限度とする。	—	10万円
------	---	---	------

備考

- ・補助事業に係る消費税相当額は、補助対象経費に含めないものとする。
- ・補助限度額は、一敷地（建築基準法施行令第1条第1項第1号に定める敷地）あたりとする。
- ・同一敷地についての補助金の交付が複数回にわたる場合には、その合計額が補助限度額を超えないこと。
- ・他の補助等を受ける場合は、補助金の交付の対象としない。ただし、対象経費と他の補助等の対象となる経費を明確に区分することができる場合は、補助金の交付の対象とすることができる。

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第11条関係）

様式第9号（第12条関係）

様式第10号（第13条関係）

様式第11号（第14条関係）

様式第12号（第15条関係）

様式第13号 (第16条関係)

様式第14号 (第16条関係)

様式第15号 (第17条関係)

様式第16号 (第17条関係)

様式第17号 (第18条関係)

様式第18号 (第19条関係)

様式第19号 (第20条関係)

様式第20号 (第21条関係)